令和2年2月17日 飯塚市告示第35号

飯塚市環境美化活動実施要綱(平成 18 年飯塚市告示第 112 号)の全部を改正する。 (趣旨)

- 第1条 この告示は、地域の環境美化の促進に寄与するため、清潔で快適な地域環境を維持することを目的として清掃を行うボランティアに対し、飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例施行規則(平成 18 年飯塚市規則第 137 号)第3条第3項に規定する地域での環境美化活動等に伴うごみ袋(以下「ボランティア清掃ごみ袋」という。)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。(ボランティア清掃)
- 第2条 ボランティア清掃ごみ袋の交付対象となる清掃は、個人又は団体が地域の 環境美化を目的に飯塚市内の公共の道路その他公共の場所を義務なく無償で行う もの(以下「ボランティア清掃」という。)とする。

(ボランティア清掃ごみ袋の交付)

- 第3条 市長は、ボランティア清掃を行う個人又は団体の代表者に対しボランティ ア清掃ごみ袋を交付する。
- 2 ボランティア清掃ごみ袋は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に 定める枚数を限度に交付する。
 - (1) 随時行うボランティア清掃 清掃に参加する人数に 10 を乗じた枚数とし、 100 枚を上限とする。
 - (2) 指定した日に行うボランティア清掃 清掃に参加する人数と同じ枚数とし、200枚を上限とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、同項に規定する限度を超える枚数のボランティア清掃ごみ袋を交付することができる。 (交付の申請)
- 第4条 ボランティア清掃ごみ袋の交付を受けようとする者は、ボランティア清掃 ごみ袋交付申請書兼収集依頼書(別記様式。次項において「申請書」という。)を 市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認 めたときは、ボランティア清掃ごみ袋を交付するものとする。

(遵守事項)

第5条 ボランティア清掃ごみ袋の交付を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しな

ければならない。

- (1) ボランティア清掃ごみ袋を、ボランティア清掃によるごみの搬出以外の用途 に使用しないこと。
- (2) ボランティア清掃ごみ袋に入れるごみは、飯塚市の定めるごみの分別区分に 従い、分別を行うこと。

(ごみの排出及び収集方法等)

- 第6条 ボランティア清掃ごみ袋の交付を受けた者は、ボランティア清掃ごみ袋によりごみを排出しようとするときは、あらかじめ市長と協議した方法によってしなければならない。
- 2 市長は、ボランティア清掃ごみ袋がボランティア清掃以外に使用され、又は前項 に規定する方法によらず排出されたときは、ごみの収集又は搬入受入れを拒否す ることができる。
- 3 ボランティア清掃ごみ袋の交付を受けた者は、当該交付を受けたボランティア清掃ごみ袋が不要になったときは、速やかに市長に返還しなければならない。 (補則)
- 第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、告示の日から施行する。

ボランティア清掃ごみ袋交付申請書兼収集依頼書

年 月 日

(宛先)飯塚市長

申請者団体名住 所氏 名

連絡先

次のとおり、ボランティア活動によりごみを回収しますので、ボランティア袋の交付(及び収集)を していただきますよう、お願いします。

なお、ボランティア活動終了後に交付を受けた袋が残った場合、速やかに飯塚市あてに返還いたします。

ボランティア活動実施日 (①随時、②指定日のどちらかに○をつけ、 指定日の場合は日にちを記入してください。)	①随時 ②指定日
ボランティア活動実施場所	
(図面等があれば、添付のこと)	
参 加 人 数	
実 施 理 由	
ボランティア袋申請枚数	枚
収集日時および収集場所 (図面等があれば、添付のこと)	※飯塚市記入欄
備考欄	※飯塚市記入欄

	受け